

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 7 月 9 日

さいたま市長

清水 力人

さいたま市条例第48号

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例

さいたま市文化会館条例（平成13年さいたま市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市文化センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>さいたま市民会館うらわ</u></td><td><u>さいたま市浦和区高砂1丁目1000番地</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	名称	位置	さいたま市文化センター	[略]	<u>さいたま市民会館うらわ</u>	<u>さいたま市浦和区高砂1丁目1000番地</u>	[略]		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市文化センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	名称	位置	さいたま市文化センター	[略]	[略]	
名称	位置														
さいたま市文化センター	[略]														
<u>さいたま市民会館うらわ</u>	<u>さいたま市浦和区高砂1丁目1000番地</u>														
[略]															
名称	位置														
さいたま市文化センター	[略]														
[略]															
(利用時間) 第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。 (1) [略] (2) <u>さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。）及び市民会館おおみや</u> 午前9時から午後10時まで	(利用時間) 第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。 (1) [略] (2) 市民会館おおみや 午前9時から午後10時まで														
(利用の日数及び時間) 第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>市民会館うらわ</u> <u>ア 大ホール、小ホール、コンサートルーム、楽屋、集会室、ワークショップルーム、スタジオ及び和室 5日間</u> <u>イ 展示室 15日間</u> (3) [略]	(利用の日数及び時間) 第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) [略]														

<u>(4)</u> [略] 2・3 [略] 別表（第12条、第17条関係） 1 [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略]	<u>(3)</u> [略] 2・3 [略] 別表（第12条、第17条関係） 1 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略]
---	---

別表中1の表の次に次の表を加える。

2 市民会館うらわの利用料金

ア ホール等の利用料金

時間区分 施設		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大ホール	平日	17,200 円	34,000 円	41,200 円	92,400 円
	土曜日・日曜日・休日	23,200 円	45,900 円	55,600 円	124,700 円
小ホール	平日	7,380 円	10,450 円	10,450 円	28,280 円
	土曜日・日曜日・休日	9,960 円	14,110 円	14,110 円	38,180 円
コンサートルーム1	平日	5,270 円	7,460 円	7,460 円	20,190 円
	土曜日・日曜日・休日	7,110 円	10,070 円	10,070 円	27,250 円
コンサートルーム2	平日	4,920 円	6,970 円	6,970 円	18,860 円
	土曜日・日曜日・休日	6,640 円	9,410 円	9,410 円	25,460 円
楽屋1		1,710 円	2,290 円	2,290 円	6,290 円
楽屋2		710 円	940 円	940 円	2,590 円
楽屋3		510 円	680 円	680 円	1,870 円
楽屋4		440 円	580 円	580 円	1,600 円
楽屋5		260 円	350 円	350 円	960 円

イ 集会室等の利用料金

時間区分 施設		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
集会室1		1,870 円	4,170 円	4,170 円	10,210 円
集会室2		1,900 円	4,240 円	4,240 円	10,380 円
集会室3		1,900 円	4,240 円	4,240 円	10,380 円
集会室4		2,700 円	6,010 円	6,010 円	14,720 円
ワークショップルーム1		890 円	1,270 円	1,270 円	3,430 円
ワークショップルーム2		990 円	1,400 円	1,400 円	3,790 円

スタジオ 1	560 円	790 円	790 円	2, 140 円
スタジオ 2	560 円	790 円	790 円	2, 140 円
スタジオ 3	760 円	1, 080 円	1, 080 円	2, 920 円
スタジオ 4	590 円	830 円	830 円	2, 250 円
スタジオ 5	830 円	1, 180 円	1, 180 円	3, 190 円
スタジオ 6	1, 740 円	2, 470 円	2, 470 円	6, 680 円
スタジオ 7	1, 620 円	2, 300 円	2, 300 円	6, 220 円
和室	1, 600 円	2, 480 円	2, 480 円	6, 560 円
展示室	全日 9, 450 円			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第 1 2 条、第 1 7 条関係） 備考 1～5 [略] 6 市民会館うらわ又は市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が 1 人 1 回につき 2, 0 0 0 円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集会室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。 7 準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール、 <u>コンサートルーム</u> 又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、B の項の利用料金を適用する。 8～1 1 [略]	別表（第 1 2 条、第 1 7 条関係） 備考 1～5 [略] 6 市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が 1 人 1 回につき 2, 0 0 0 円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集会室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。 7 準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、B の項の利用料金を適用する。 8～1 1 [略]

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。